

市第 110 号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港南地区 センター	港南区港南六丁 目 2 番 3 号	一般社団法人こうなん区民利 用施設協会 会長 高 森 政 雄	平成25年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで
横浜市野庭地区 センター	同	同	同
横浜市東永谷地 区センター	同	同	同
横浜市蒔田コミ ュニティハウス	南区浦舟町 3 丁 目46番地	特定非営利活動法人みなみ区 民利用施設協会 理事長 石 井 正 雄	平成25年 4 月 1 日か ら平成30年 3 月31日 まで
横浜市桜道コミ ュニティハウス	港南区港南六丁 目 2 番 3 号	一般社団法人こうなん区民利 用施設協会 会長 高 森 政 雄	平成25年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで
横浜市日野南コ ミュニティハウ ス	同	同	平成25年 4 月 1 日か ら平成27年 3 月31日 まで
横浜市師岡コミ ュニティハウス	港北区菊名六丁 目18番10号	一般財団法人こうほく区民施 設協会 理事長 大 谷 宗 弘	平成25年 4 月 1 日か ら平成30年 3 月31日 まで
横浜市霧が丘コ ミュニティハウ ス	緑区中山町413 番地の 4	緑区区民利用施設協会 会長 柳 光 男	同
横浜市上郷矢沢 コミュニティハ ウス	栄区桂町279番 地の29	特定非営利活動法人さかえ区 民活動支援協会 理事長 磯 崎 保 和	横浜市上郷矢沢コミ ュニティハウスの供 用開始の日から平成 30年 3 月31日まで

横浜市下野庭ス ポーツ会館	港南区港南六丁 目 2 番 3 号	一般社団法人こうなん区民利 用施設協会 会長 高 森 政 雄	平成25年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで
------------------	----------------------	--------------------------------------	---------------------------------------

提 案 理 由

横浜市港南地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）